

認知症サポーターキャラバン パートナー企業・団体 加盟規約

第1条（認知症サポーターキャラバン パートナー企業・団体の目的）

認知症サポーターキャラバン パートナー企業・団体（以下「パートナー企業・団体」）は、全国キャラバン・メイト連絡協議会（以下「当会」）との連携のもとに、「認知症サポーターキャラバン」事業のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2条（パートナー企業・団体の資格）

パートナー企業・団体としての加盟は、認知症サポーターの養成を行っていること（企業・団体内に認知症サポーターまたはキャラバン・メイトが在籍していることを条件とする。）及び特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構（以下「地域共生機構」）の正会員であることを条件とする。

第3条（ロゴ使用の権利）

- 1 パートナー企業・団体は当会が作成する「認知症サポーターキャラバン パートナー企業・団体 ロゴ」（以下「ロゴ」）を使用することができる。ただし、医療・介護等に関連する事業については使用することができない。
ロゴの使用は、パートナー企業・団体の広告、Web サイト、商品等の媒体において可能とするが、事前に当会へ以下の各号の項目について連絡し、承認を得るものとする。
 - (1) 媒体の種類・内容（見本を添付する）
 - (2) ロゴの使用目的
 - (3) 広告、商品等については作成する数量
 - (4) ロゴ使用の期間
- 2 ロゴ使用の権利は、退会をもって失効する。退会後は、すでに作成されている広告、Webサイトについてもロゴ使用の権利は失効し、ロゴを用いた商品等の販売、配布を行うことはできない。
- 3 前項に違反があった場合、当会は当該パートナー企業・団体に著作権侵害行為があったものとして、法的措置を講じる。
- 4 ロゴを改変して使用することはできないものとする。

第4条（登録の手続き）

- 1 パートナー企業・団体の加盟は、「認知症サポーターキャラバンキャラバン パートナー企業・団体 申込書」（以下「申込書」）により申し込むものとし、当会の審査委員会に諮った上で受理することをもって登録完了とする。
- 2 パートナー企業・団体として登録された場合は、地域共生機構の正会員として入会したも

のとみなす。

- 3** 登録の有効期間は、各年度4月1日～3月31日とし、継続して次年度も登録する場合は、前年度3月20日までに申込書により申し込むものとする。

第5条（加盟金）

- 1 パートナー企業・団体は、申込書の受理後、当会の定める方法により、加盟金を納めるものとする。
- 2 加盟金は、年間200,000円(地域共生機構会費を含む。)とする。
- 3 既に納められた加盟金については、返還されないものとする。

第6条（退会）

- 1 当会は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、パートナー企業・団体を退会させることができるものとする。
 - (1) 次年度の登録手続きを行わず3月31日を経過した場合
 - (2) 正当な理由なく加盟金を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しない場合
 - (3) 本規約の定めに違反した場合
- 2 パートナー企業・団体は、当会が別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第7条（規約改正）

当会は、必要があると認めるときは、その裁量で本規約を改定することができる。本規約の改定は、当会が改訂後の本規約を当会所定のウェブサイトに表示したときに効力を生じる。

2017年7月25日 制定

2019年4月1日 改正

2020年4月1日 改正